

選挙管理委員会選挙規定

- 第1条** 選挙管理委員会（以下、当委員会）は、学生会会則第3章第6条で定めるところの正副会長を選挙する事を主な目的とし、年度初頭に結成される。
- 第2条** 役員及び全ての選挙は12月に行う。
- 第3条** 役員・各委員長の再任はこれを妨げない。
- 第4条** 選挙に際して選挙管理委員会を設ける。
- 第5条** 当委員会は、各ホームルームより選ばれた1名ずつの委員により構成される。
- 第6条** 当委員会は、正副会長の選挙に関する事務一切を行う。
- 第7条** 被選挙権・選挙権は会員のみ有する。
- 第8条** 会長は全学生会員より1名選出される。
- 第9条** 副会長は全学生会員より各学科1名ずつ選出される。
- 第10条** 正副会長の推薦候補も認める。但し、候補者を推薦する場合、一人が同じ役員に二人の候補を推薦してはならない。
- 第11条** 当委員会は選挙日程・立候補者名、及び開票結果をそれぞれ決定次第公示する。
- 第12条** 選挙運動は、全て当委員会に許可された事柄のみとする。
- 第13条** 選挙運動は、授業その他学校関係行事を妨げてはならない。ポスター等掲示物に関しては、掲示等に関する内規を遵守する。
- 第14条** 選挙運動違反者は、当該年度の選挙権及び被選挙権を剥奪される。
- 第15条** 当委員会委員が役員候補に推薦された場合は、前記委員を辞任したあと立候補する。その場合は、直ちに補充する。
- 第16条** 投票は単記無記名投票で、当委員会が定め作成した投票用紙と投票箱にて行う。投票用紙と投票箱は、選挙期間中当委員会の責任において管理する。
- 第17条** 正副会長の投票は別に行う。

- 第18条** 対立候補のない場合の投票は信任投票とする。
- 第19条** 投票は各ホームルーム会員数の出席が3分の2以上のときのみ行われる。3分の2未満の場合は後日改めて行う。
- 第20条** 投票において、欄外記入は無効とする。無記入は棄権とみなし、有効票には数えない。又、指定以外の記号記入も無効票とみなす。
- 第21条** 得票数が有効投票数の3分の1を超える候補者がいなかった場合は、上位2名による再選挙を行い決定する。
- 第22条** 信任投票においては、信任投票数が有効投票数の5分の3を超えた場合これを信任する。5分の3に満たない場合においては、新たに立候補者を募り再選挙を行う。
- 第23条** 開票は投票期間の最終日に、当委員の過半数以上の出席のもとに行う。
- 第24条** 投票用紙の文字に疑義のあるときは、当委員会がこれを処理する。
- 第25条** 欠員を生じた場合は本選挙規定により直ちに補欠選挙を行う。
- 第26条** 選挙に関する事務処理において疑義を生じた場合は、当委員会がこれを決する。

1. この規定は平成18年7月より施行する。